

平成30年6月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	9
福祉生活病院常任委員会.....	1 1
農林水産商工常任委員会.....	1 5
地域振興県土警察常任委員会.....	1 9

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 30年－10 (30.6.7)	教 育	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択について	鳥取県教職員組合 外	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 30年ー 6 (30. 4. 26)	福祉保健	鳥取県受動喫煙防止条例の制定について	倉吉市 個人	
福 30年ー 8 (30. 5. 10)	生活環境	地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・ 拡充を求める意見書採択について	鳥取県生活協同組合連合会	
福 30年ー 9 (30. 5. 16)	福祉保健	青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出に ついて	全日本青少年育成アドバイザー連合会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 30年ー 7 (30. 4. 26)	商工労働	パワハラ・セクハラ被害の防止と被害者救済策の確立 を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	
農 30年ー 14 (30. 6. 14)	商工労働	「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会 での徹底した議論と速やかな制定を求める意見書の提出 について	日本労働者協同組合（ワーカーズユープ）連合会 センター事業団さんいんみらい事業所	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 30年ー 11 (30. 6. 11)	危機管理	中国電力による島根原発3号機の適合性審査申請について	えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)	
地 30年ー 12 (30. 6. 11)	危機管理	島根原発3号機の適合性審査申請に関して中国電力に 事前了解権を求め、慎重な議論を行うことについて	脱原発しよいやin とっとり	
地 30年ー 13 (30. 6. 12)	危機管理	島根原発3号機の適合性審査申請に関し県民の意見 聴取と熟議を求めることについて	市民エネルギーとっとり	
地 30年ー 15 (30. 6. 11)	危機管理	中国電力による島根原発3号機の適合性審査申請に 関して、安易・拙速に事前了解しないことについて	とっとり東北県人会	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－ 10 (30. 6. 7)	教 育	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択について ▶陳情理由 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、本年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっている。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。 義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下での「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。 ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。 ▶陳情趣旨 2019 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき鳥取県議会から国の関係機関へ意見書を提出すること。 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。	鳥取県教職員組合 鳥取県高等学校教職員組合	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年ー 6 (30. 4.26)	福祉保健	鳥取県受動喫煙防止条例の制定について ▶陳情理由 今日、喫煙がもたらす健康被害は医学的、科学的にも立証されているところである。健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者」に対し、受動喫煙防止のための有効な対処策を講じるべきことが努力義務とされており、また我が国も批准し平成 17 年 2 月 27 日に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」においては、すべての締約国が有効な対策に取り組むよう要請されている。 厚生労働省の推計では毎年 15,000 人が受動喫煙を原因として亡くなっているともいわれられており、受動喫煙対策を積極的に進めていく必要がある。 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」は全国初の条例として注目を集めた。このように、地方自治体が、タバコを吸う人と吸わない人双方が共存できる環境を整えることは重要である。 タバコを吸うことは、各種の病気の発症率を増やし、医療費増大も惹起する。このような現状の中で、県民の健康を守る立場からも、県において受動喫煙防止条例を制定することを強く望み、陳情するものである。 なお、条例による規制に当たっては、喫煙者の「タバコを吸う自由」にも配慮されなければならない。他方、タバコを吸わされない権利は、憲法上の生存権（憲法第 25 条、健康で文化的な生活を営む権利）や、自己決定権（憲法第 13 条）によるものであり、衝突する利害を調整する大きな役割を、条例が担うことを期待している。	個人 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情趣旨 鳥取県において、受動喫煙防止条例を制定すること。		
30 年－ 8 (30. 5.10)	生活環境	地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書採択について ▶陳情理由 平成 20 年度から始まった地方消費者行政交付金は、地方消費者行政の抜本的な強化を目的とし、平成 29 年度までに 539.5 億円（年約 60 億円）が措置されてきた。この交付が平成 29 年度で一区切りを迎えようとする中、自主財源の確保や消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が進まない等の課題が残されている。 こうした中、平成 30 年度予算策定に向けては、地方公共団体から消費者庁に対して 60 億円を超える地方消費者行政推進交付金の要求が出されていた。ところが、昨年 12 月に公表された消費者庁平成 30 年度予算案では総額 24 億円という結果となり、地方公共団体の要請に国が応えられない状況となった。 地方消費者行政交付金の削減は、自治体消費者行政、ひいては国全体の消費者行政にも支障を来すことが懸念される。 国民生活の安定と生活文化の向上を目指す生活協同組合としても、地方消費者行政の充実・強化は極めて重要であると考えてるので、次に掲げる項目について、陳情する。 ▶陳情趣旨 鳥取県議会において、地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書を採択し、国会及び政府へ提出すること。	鳥取県生活協同組合連合会	
30 年－ 9 (30. 5.16)	福祉保健	青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出について ▶陳情理由 次代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国社会	全日本青少年育成アドバイザー連合会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

		の将来の発展にとって不可欠の礎である。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のための様々な取組が様々な分野において進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。 もとより、青少年をめぐる問題は、大人社会の反映であり、この社会に生きる全ての大人がその責任を共有すべきものである。 そして、青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下での国民的広がりを持った一体的な取組が不可欠である。 ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するため、「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書の提出を陳情する。 さらに少子高齢化や人口減少が急激に進展する中で、地方創生や社会保障問題が鳥取県のみならず、国家的な課題となる中で、青少年が果たすべき役割はいやが上にも大きくなっている。 今こそ、国を挙げて次代を担う青少年の育成が重要かつ不可欠なときはないと確信し、青少年健全育成基本法の制定が必要と考えるものである。 ▶陳情趣旨 鳥取県議会において、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書を国へ提出すること。		
--	--	--	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－ 7 (30. 4.26)	商工労働	パワハラ・セクハラ被害の防止と被害者救済策の確立を求める意見書の提出について ▶陳情理由 日本国憲法第 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される」とし、憲法第 24 条や民法第 2 条においても「個人の尊厳と両性の本質的平等」がうたわれている。また、日本国憲法第 14 条第 1 項にも「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定されている。 このように、人間は、生まれながらにして平等であって、その能力に応じて、等しくチャンスが与えられ、幸福の上に生きることができなければならない。 一方、未だ、企業において、性別の違いにより給与・待遇・昇進に差があったり、上司と部下、顧客と頭を下げる立場の企業従業員という立場の差を利用していわゆるセクハラ・パワハラ発言等が行われていることが、一般的に問題視されている。 これらの行為は、当該被害者個人の尊厳、自己決定権や幸福追求権を踏みにじるものとして、決して許されてはならない行為である。 その意味では、鳥取県において、相談窓口を設置・強化するなど被害防止に向けた取組が行われていることは、率直に評価されるべきだと考える。 被害者が今後、それを原因として PTSD を発症してしまうことを防止する意味では、心理的ケアの体制充実が必要不可欠である。また、一般企業の従業員のみならず、公務員も、セクハラ等の加害者や被害者になることが想定され得ることから、国においても、国家公務員法の下位規範たる規程、規則等に、セクハラ等を禁止することや被害者支援体制について盛り込むことも必要である。 よって、鳥取県議会として、地方自治法第 99 条の規定により、その旨、国に対し意見書を提出してもらいたい。	個人 (倉吉市)	

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

		▶陳情趣旨 パワハラやセクハラ被害の防止と被害者救済策の確立を求める意見書を鳥取県議会から国へ提出すること	
30 年－ 14 (30. 6.14)	商工労働	「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を求める意見書の提出について ▶陳情理由 「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人すべてが、協同で出資し、協同で経営するという協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動をしている。 国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体など 10 万人以上が、この「協同労働」という働き方で 20 年、30 年という長い歴史の中で働いてきたが、「自分たちの働き方に見合った法人格がほしい」、「労働者として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めて活動を続けてきた。 その甲斐あって、この働き方や法人を認めるための「協同労働の協同組合」の法制度を求める取組が全国に広がり、国会で 100 名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の具体的な検討が始まった。 この「協同労働の協同組合」は、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちで作る新しい働き方としての期待や、地域の様々な課題に住民自身が取り組むための「組織」として期待をされている。 私たちは、この法制化の流れを推し進めるため、国会での議論と速やかな制定を強く要望する。誰もが、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、こうした働き方は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに関難を抱える人々自身が、社会に参加する道を開くものである。 よって、鳥取県議会におかれては、本陳情の趣旨を理解し、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書を国へ提出していただきたい。	日本労働者協同組合（ワーカーズコープ） 連合会センター事業団さんいんみらい 事業所

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

		▶陳情趣旨 鳥取県議会において、「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を求める意見書を採択し、国に対して提出すること。		
--	--	--	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－ 11 (30. 6.11)	危機管理	中国電力による島根原発 3 号機の適合性審査申請について ▶陳情理由 中国電力は5月22日に、島根原発3号機の新規稼働に向けて国に適合性審査を申請するため、島根県と松江市に事前了解の申入れを行い、鳥取市・境港市・米子市など周辺自治体には事前報告を行った。2011年に東京電力福島第一原発事故を経験した私たちは、周辺自治体の民意を十分考慮することなく、新規原発稼働の開始手続をこのように拙速に進めてはならないと考える。 日本の原発事故をきっかけとして、世界では原発から再生可能エネルギーへと大幅なエネルギー転換政策が行われている。原発を稼働すれば、将来にわたって、事故や災害による大きなリスクを抱え続けることになる。原子炉などの施設や使用済み核燃料の処理方法も確立していない。地域でのエネルギー需給のあり方など、日本のエネルギー政策について十分な議論や合意を得ることなく拙速な結論を出すことは、私たちの世代の目先の利益のために、未来に大きな禍根を残すことになりかねない。未来の世代への責任について、私たちはもっと真剣に考える必要がある。 中国電力は島根原発3号機の安全性について強調しているが、審査する立場の国は、原発に絶対の安全性がないことを認めており、再び「想定外の事故」が起きる可能性を否定できない。東日本大震災による原発災害からわかったことは、ひとたび事故が起これば、放射能汚染が海・山・田畑・街と広範囲に拡散し、被害は長期にわたるという現実である。 もし、島根原発で過酷事故が起きたら、風向きによって、立地自治体の島根県だけでなく、鳥取県の自然・文化・コミュニティもまた破壊され、人々の暮らしを支える産業にも取り返しのつかない打撃を与えることになる。多くの人々の平穏な生活が奪われるという点においては、立地自治体も周辺自治体も変わりがない。鳥取県・境港市・米子市など島根原発から30km圏の自治体においても、同様に事前了解権（同意権）を認める安全	えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		協定を結ぶ必要があると考える。 ▶陳情趣旨 1 島根原発から 30km 圏内の周辺自治体に対しても立地自治体と同等の事前了解権（同意権）を認める安全協定に改定するよう、鳥取県から中国電力に求めること。 2 島根原発 3 号機の適合性審査申請に関しては、長期的な視点で慎重に議論する必要があるため、議会として公聴会を開くなど県民の声をよく聞いて慎重に議論すること。		
30 年－ 12 (30. 6.11)	危機管理	島根原発 3 号機の適合性審査申請に関して中国電力に事前了解権を求め、慎重な議論を行うことについて ▶陳情理由 中国電力は 5 月 22 日に、島根原発 3 号機の新規稼働に向けて国に適合性審査を申請するため、島根県と松江市に事前了解の申し入れを行い、鳥取県・境港市・米子市など周辺自治体には事前報告を行った。周辺自治体の民意を十分考えることなく、新規原発稼働の開始手続をこのように拙速に進めてはならないと考える。 2011 年に東京電力福島第一原発事故を経験した私たちは、ひとたび事故が起これば、放射能汚染が広範囲に拡散し、被害は長期にわたるということを学習した。もし、島根原発で過酷事故が起これば、被害は立地自治体の島根県だけで済むはずがなく、鳥取県にも放射能汚染の影響は広がり、ジオパークや国立公園・国定公園などに指定されている山陰海岸や大山、氷ノ山をはじめとする豊かな自然、そこに暮らす人々を支える産業にも取り返しのつかない打撃を与え、コミュニティが破壊されることが予想される。多くの人々の平穏な人生が奪われるという点においては、立地自治体も周辺自治体も変わりはない。 中国電力は島根原発 3 号機の安全性について強調しているが、審査する立場の国は、原発に絶対の安全性がないことを認めており、再び「想定外の事故」が起きる可能性を否定できない。鳥取県・境港市・米子市など島根原発から 30km 圏の自治体においても、立地自治体同様に事前了解権（同意権）を認める安全協定を結ぶ必要があると考える。	脱原発しよいや in とっとり	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		日本の原発事故をきっかけとして、世界では原子力から再生可能エネルギーへと大幅なエネルギー転換政策が行われている。原子炉などの施設や使用済み核燃料の処理方法は未だ確立されていない。私たちの世代の目先の利益のために、ふるさと喪失のリスクと膨大な核のゴミを次世代に押し付けて、新規原発稼働へと拙速な判断をすることは、未来に大きな禍根を残すことになりかねない。私たちはもっと慎重に考える必要がある。 ▶陳情趣旨 1 島根原発から 30km 圏内の周辺自治体に対しても立地自治体と同等の事前了解権（同意権）を認める安全協定に改定するよう、鳥取県から中国電力に求めること。 2 次世代にも影響を及ぼす島根原発 3 号機の適合性審査申請に関しては、鳥取県議会として慎重に対応し、拙速な判断をしないこと。		
30 年－ 13 (30. 6.12)	危機管理	島根原発 3 号機の適合性審査申請に関し県民の意見聴取と熟議を求めることについて ▶陳情理由 去る 5 月 22 日、中国電力は、島根原子力発電所 3 号機の稼働に向け、新規制基準適合性審査申請に際し、島根県及び松江市に対して「事前了解」を求め、鳥取県及び米子市、境港市に対して「事前報告」を行った。このことについて、鳥取県が四季の彩り豊かな美しい県土を守り、産業や文化を育み、魅力あふれる地域であり続けるために、次の点から鳥取県として慎重に対応を検討する必要があると考える。 第一に、島根原子力発電所（原発）及び 3 号機は次の特徴がある。 （1）日本、中国地方及び鳥取県も人口減少・少子高齢化社会に突入するなか、中国電力の販売電力量は 2010 年から減少を続け、供給予備率も通年余裕がある。また、同社は島根原発の安全対策費を 3 千億円から 5 千億円に上振れすることを明らかにしている。想定を超え続ける設備投資は電気料金を押し上げ、暮らしと産業を圧迫し、未来世代に負の遺産	市民エネルギーとっとり	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		を残すことになる。 (2) 3号機には核燃料物質が未装着であり、設備が汚染されていない。このまま稼働しなければ核廃棄物の発生と処理の費用を抑えるとともに、ドイツのように研究・観光施設として国際的にも活用される道が残される。 第二に、鳥取県の地域性とエネルギーについて次の特徴が挙げられる。 (1) 鳥取県では全国をリードする環境実践である「とっとり環境イニシアティブプラン」に取り組み、平成30年度目標の電力自給率35%、家庭の消費電力カバー98%を平成28年度時点で満たし、電力の地産地消を推進するなど、積極的に率先して実践している。 (2) 気候変動の進行に対し、再生可能エネルギー100%による地域活性化と産業育成が世界的潮流として加速する今、鳥取県内に火力発電所と原子力発電所はなく、最先端地域となる可能性がある。例えば、大阪府市、長野県、福島県などは専門委員会等を設置し中長期的なエネルギー戦略やエネルギービジョンを策定している。 (3) 島根原発で事故が起きた場合、東に隣接する鳥取県にその影響が及ぶことは避けられない。福島第1原発では、今も高濃度の汚染水が地下にたまり、漏水による地下水と海水汚染の問題は解決していない。事故発生時には、海、田畑、水など生活基盤、観光資源はあまねく汚染され、大規模かつ長期的な住民避難を要する。発電事業者自身で事態を収拾することができず、周辺自治体や国、国民の負担や犠牲を要する。原子力規制委員会は、新規規制基準に適合するかどうかを審査するが、「絶対的な安全性が確保できているわけではない」(原子力規制委員会ウェブサイト)とし、一方で、国は「原子力規制委員会が安全性をチェックしている」とし、原発の安全に責任を負う主体は不在である。 以上から、エネルギーの利用者である鳥取県及び鳥取県民は島根原発稼働の可否に関する当事者であり、あるべきエネルギー社会と原子力利用の妥当性(経済影響、被害想定など)について、島根原発3号機の適合性審査申請への意見を取りまとめる前に、十分議論を尽くす必要があると考える。 よって次の点について陳情する。	
--	--	---	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		▶陳情趣旨 1 島根原発3号機の適合性審査申請に対して、鳥取県は、率先的な取組をさらに活性化するエネルギー戦略会議（仮称）を、防災・安全対策への助言等を趣旨とする原子力安全顧問とは別途設置し、熟議のうえ意見をまとめること。 2 島根原発3号機の適合性審査申請に対して、鳥取県は、鳥取県民の意見を広く聞く対話型の意見聴取会を開催すること。		
30 年－ 15 (30. 6.11)	危機管理	中国電力による島根原発3号機の適合性審査申請に関して、安易・拙速に事前了解しないことについて ▶陳情理由 今回の唐突な中国電力による島根原発3号機の適合性審査申請の事前了解の手續について、拙速に受け入れることのないように抗議陳情する。 この度のことは、島根原発3号機の「安全性」、地元ともいえる「鳥取県への丁寧な説明」等がないままに企業の原理だけで、稼働に向けるための動きである。 中国電力が立地自治体並みに、「安全」・「安心」を鳥取県民（鳥取県議会）に丁寧に納得いく説明を、時間をかけてすることを前提として、それで本当に理解が得られれば、協議に入ることもあるかもしれない。しかし、2011年の福島原発事故が大きな要因で東北・関東から鳥取へ移り住んだ私たちが到底容認できるやり方ではない。 鳥取県なら安心して暮らせると思い、避難移住をして徐々に生活再建も前に向きつつある。せっかく鳥取暮らしを進めている私たちは、声を大にして訴える。 中国電力は「電気供給の安定」と言っているが、現実には、作ったものは早く動かさねばという「企業体制の安定」と見えていられる。島根原発2号機が稼働していない現在でも電力は安定的に供給されている。決して電気料金も高騰しているわけではない。 他方で、再生可能エネルギー政策も進んでいる。「核のゴミ」という大きな負の遺産を産出することが、島根原発3号機で再び繰り返される可能性があるなか不安でいっぱいである。	とっとり東北県人会	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		▶陳情趣旨 中国電力による島根原発3号機の適合性審査申請に関しては、長期的な視点で理解ある説明を受け、慎重議論のうえ進めていく必要があるので、鳥取県は安易・拙速に事前了解しないようにすること。		
--	--	--	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情